

# 環境生活課の業務概要

平成25年度

# 目 次

	ページ
<b>第1 総括</b> . . . . .	1
1 環境生活課の所掌業務 . . . . .	1
<b>第2 環境衛生関係業務</b> . . . . .	2
1 環境基本計画推進業務 . . . . .	2
2 省エネルギー・地球温暖化対策推進業務 . . . . .	2
3 動物適正管理指導事業 . . . . .	3
4 有害虫駆除業務 . . . . .	3
<b>第3 公害対策関係業務</b> . . . . .	4
1 自然保護業務 . . . . .	4
2 環境測定業務 . . . . .	4
3 土砂等の小規模埋立て等許可事務 . . . . .	6
4 特定施設等の届出受理等事務 . . . . .	6
5 公害等苦情相談業務 . . . . .	6
<b>第4 上水道関係業務</b> . . . . .	7
1 水道事業の運営促進 . . . . .	7
<b>第5 清掃関係業務</b> . . . . .	8
1 環境美化推進事業 . . . . .	8
2 不法投棄対策業務 . . . . .	9
3 生活排水対策業務 . . . . .	10
4 一部事務組合への負担金 . . . . .	11
<b>第6 その他</b> . . . . .	11
1 各種協議会等への参加 . . . . .	11

# 第1 総括

## 1 環境生活課の所掌業務

環境生活課（課長 以下 11 名）	
環境班 (5名)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境基本計画に関する事。</li> <li>2 環境審議会に関する事。</li> <li>3 環境対策連絡会議に関する事。</li> <li>4 環境の保全に関する事。</li> <li>5 公害の調査及び対策に関する事。</li> <li>6 公害の苦情相談に関する事。</li> <li>7 自然保護に関する事。</li> <li>8 自然公園に関する事。</li> <li>9 遊歩道等に関する事。</li> <li>10 畜犬登録及び狂犬病予防に関する事。</li> <li>11 そ族及び有害昆虫の駆除に関する事。</li> <li>12 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)に関する事(農林水産物等に被害を与える有害鳥獣の駆除を除く。)</li> <li>13 墓地に関する事。</li> <li>14 土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する事。</li> <li>15 上水道に関する事。</li> <li>16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に関する事。</li> <li>17 ごみの減量化及びリサイクルに関する事。</li> <li>18 生活環境の清潔保持に関する事。</li> <li>19 合併処理浄化槽に関する事。</li> <li>20 公衆便所に関する事。</li> <li>21 水質浄化対策に関する事。</li> <li>22 不法投棄監視員に関する事。</li> <li>23 水道企業団との連絡調整に関する事。</li> <li>24 衛生組合との連絡調整に関する事</li> </ol>
市民生活班 (5名)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防犯に関する事。</li> <li>2 交通安全運動の推進に関する事。</li> <li>3 交通安全指導に関する事。</li> <li>4 交通事故相談に関する事。</li> <li>5 交通安全対策会議に関する事。</li> <li>6 交通安全対策協議会に関する事。</li> <li>7 交通災害共済に関する事。</li> <li>8 地域振興に関する事。</li> <li>9 地域コミュニティに関する事。</li> <li>10 自治会及び地縁団体に関する事。</li> <li>11 区長及び連絡員に関する事。</li> <li>12 NPO 及びボランティアに関する事。</li> <li>13 公共交通に関する事。</li> <li>14 課の庶務に関する事。</li> </ol>

## 第2 環境衛生関係業務

### 1 環境基本計画推進業務

- (1) 匠瑛市環境審議会の開催
- (2) 匠瑛市環境対策連絡会議の開催

### 2 省エネルギー・地球温暖化対策推進業務

#### (1) 「匠瑛市地球温暖化防止実行計画」の推進

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の規定に基づき、市の事務・事業に関して温室効果ガスの排出削減等の措置を行うことにより、地球温暖化対策の推進を図ります。

※進行管理体制として「匠瑛市地球温暖化対策推進委員会」（委員長：副市長）を設置。

##### 《数値目標》

市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量を、基準年度（平成19年度）に比べて、平成24年度までに6%以上の削減を目指します。

##### 《平成24年度実績》

平成24年度における温室効果ガス排出量の結果は、基準年度と比較して、約642トン、13.7%減少しました。ただし、電気使用に係る当該年度におけるCO<sub>2</sub>排出原単位を考慮した場合、約760トン、16.2%の減少となります。（二酸化炭素換算）

表1-市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量の推移

	二酸化炭素換算 排出量(kg-CO <sub>2</sub> )						平成24年度 削減状況		
	平成19年度 基準年度	平成20年度 《参考》	平成21年度 計画初年度	平成22年度 2カ年度目	平成23年度 3カ年度目	平成24年度 4カ年度目	増減量	増減率(%)	
燃料使用に伴うもの	1,566,560	1,545,440	1,446,117	1,454,066	1,428,778	1,427,985	▲138,575	▲8.8	
電気使用に伴うもの	3,112,098	2,869,456 (2,822,194)	2,631,179 (2,377,348)	2,781,883 (2,454,603)	2,605,784 (2,844,903)	2,654,776 (2,536,092)	▲457,322 (▲576,006)	▲14.7 (▲18.5)	
自動車走行に伴うもの	9,930	9,494	8,688	9,023	9,206	9,490	▲440	▲4.4	
自動車エアコンに伴うもの	2,399	2,418	2,447	2,379	2,525	2,769	370	15.4	
全体	4,690,986	4,426,809 (4,379,547)	4,088,431 (3,834,600)	4,247,352 (3,920,072)	4,046,293 (4,285,412)	4,095,020 (3,976,336)	▲595,966 (▲714,650)	▲12.7 (▲15.2)	
参考	水道使用量(m <sup>3</sup> )	126,699	117,327	116,796	108,314	105,333	115,888	▲10,811	▲8.5
	コピー用紙使用量(枚)	6,041,074	6,551,350	6,668,602	5,876,059	6,509,925	5,867,233	▲173,841	▲2.8

注1 表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

注2 表中下段( )書きについては、電気使用に係る当該年度におけるCO<sub>2</sub>排出原単位を考慮した数値。  
排出原単位：19年度0.425、20年度0.418、21年度0.384、22年度0.375、23年度0.464(単位はkg-CO<sub>2</sub>/kWh)

#### (2) 緑のカーテン推進事業

昨年に引き続き、つる性植物を利用した「緑のカーテン」運動を展開し、種子の無料配布のほか、「緑のカーテン」コンテストを実施します。

## (2) 住宅用太陽光発電システム設置助成事業（平成24年度新設）

地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、地域経済の活性化を図ることを目的に、太陽光発電システムを設置しようとする者に対して、補助金及び奨励金を交付します。

### 《参考》住宅用太陽光発電システム設置費補助金等の概要

○事業費・補助件数(24年)
実績額: 4,058千円(補助金: 2,707千円、奨励金: 1,351千円)
補助件数: 40件
○補助金・奨励金の額
補助金: 最大出力の合計値(kW) × 2万円(上限7万円)
奨励金: 最大出力の合計値(kW) × 1万円(上限3万5千円)
※奨励金の支給は、相当額の「匠磋共通商品券」をもって行う。

## 3 動物適正管理指導事業

### (1) 狂犬病予防事業

狂犬病予防法及び動物の保護及び愛護に関する法律に基づき、犬の登録業務や野犬対策業務等を関係機関と連携し実施します。

表2－平成24年度 狂犬病予防事業・動物愛護管理実施実施状況

	登録鑑札交付			予防注射済票交付数		死亡届出数
	交付数	交換交付数	再交付数	交付数	再交付数	
件数 (頭数)	203	1	2	2,340	1	202

  

	他市町村への(からの)		登録頭数	捕獲抑留数	
	転出数	転入数		公示件数	頭数
件数 (頭数)	10	17	3,308	47	59

### (2) 犬等の不妊及び去勢手術補助金

犬等の不妊及び去勢手術を奨励し、捨て犬及び捨て猫の増加防止、繁殖を制限し、生命の処分を不必要に行うことをなくすため、犬等の不妊及び去勢手術の費用の一部を助成します。

表3－平成24年度 犬等の不妊及び去勢手術助成金交付状況

種類	犬		ねこ	
	オス	メス	オス	メス
	18	29	49	101
小計	47		150	
合計	197			

(助成金額) 犬・ねこ1匹あたり 5,000円  
ただし、世帯につき同一年度内に1回限り

## 4 有害虫駆除業務

道路等の公共域における有害虫（スズメバチなど）の駆除業務を実施します。なお、個人所有地等においては、専門の害虫処理業者を紹介します。

### 第3 公害対策関係業務

#### 1 自然保護業務

##### (1) 「自然保護指導員」関係

千葉県知事が委嘱している自然保護指導員の候補者推薦及び同指導員からの業務報告書の取りまとめを行います。

○自然保護指導員数・・・6名

(内訳) 長期(通年) 3名、短期(5月～8月) 3名

##### (2) 県立九十九里自然公園車両乗入れ規制の啓発

海岸線は、県立九十九里自然公園に指定され、一部区域を除き車両での乗入れが規制されているため、海岸管理者等と協力し、制度の啓発等を実施します。

#### 2 環境測定業務

環境監視活動として、公共用水域等水質検査、ダイオキシン類濃度測定、自動車騒音調査を実施します。

##### (1) 公共用水域等水質検査

水質状況の把握及び環境汚染の未然防止を目的に、河川等の公共用水域及び地下水の水質測定を実施します。

○河川調査 8河川16地点・年4回

○湖沼調査 5湖沼5地点・年4回

○地下水調査 7地点年・1回(2kmメッシュごとに1本、計7地点の井戸を抽出)

表4－平成24年度 公共用水域等水質検査結果

測定地点		測定日	測定項目
河川 (8河川) (16地点)	大利根用水路(3地点)	平成24年6月14日 平成24年8月22日 平成24年11月14日 平成25年2月21日	・生活環境項目9項目 ・健康項目等27項目(1地点のみ)
	軽桶川(2地点)		
	新川(1地点)		
	明治川(2地点)		
	借当川(2地点)		
	傍示戸川(2地点)		
	大布川(2地点)		
	新堀川(2地点)		
湖沼 (5湖沼) (5地点)	池 端		
	道 ノ 口 沼		
	下 谷 沼		
	飯 塚 沼		
	弁 天 池		

《測定結果》

・生活環境項目

水質汚濁の代表的な指数であるBOD(河川)とCOD(湖沼)について、BODは0.5から10mg/L、CODは4.9から34mg/Lであり、日常生活に不快を感じない限度のBOD10mg/L、COD8mg/Lを超過したのは、7地点ありました。

・健康項目

環境基準を超過した物質はありませんでした。

(次ページへ続く)

測定地点		測定日	測定項目
地下水 〔7地点〕 ※2kmメッシュごとに1本の井戸を選出	金 原	平成25年2月21日	地下水の水質汚濁に係る環境基準項目(26項目)
	平 木		
	東 小 笹		
	野 手		
	川 辺		
	八 日 市 場 吉 田		

《測定結果》

基準値を超過した地点はありませんでした。

## (2) ダイオキシン類濃度測定

大気等の状況把握及び環境汚染の未然防止、発生抑制を目的に、大気、土壌及び水質中のダイオキシン類濃度の測定を実施します。

○大気環境 2地点・年4回

○土壌環境 2地点・年1回

○水質環境 1地点・年1回

表5ー平成24年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果

大気環境			単位:pg-TEQ/m <sup>3</sup>
地点名	測定月	毒性等量	環境基準値
椿 海 公 園	5月	0.017	0.6以下
	7月	0.023	
	10月	0.032	
	2月	0.048	
	平均	0.030	
野 栄 総 合 支 所	5月	0.015	
	7月	0.013	
	10月	0.098	
	2月	0.067	
	平均	0.048	

土壌環境			単位:pg-TEQ/g
地点名	測定月	毒性等量	環境基準値
椿 海 公 園	10月	0.13	1,000以下
匝 瑛 市 ふ れ あ い ス ポ ー ツ ラ ン ト さ ざ ん か 広 場	10月	1.3	

水質環境			単位:pg-TEQ/l
地点名	測定月	毒性等量	環境基準値
傍 示 戸 川 ・ 下 橋	10月	0.18	1以下

## (3) 自動車騒音調査

騒音規制法の規定に基づいて、市内主要幹線道路（国道126号、県道八日市場栄線、県道平和共興線）を対象に、自動車騒音の監視を実施します。

### 3 土砂等の小規模埋立て等許可事務

匝瑳市土砂等の小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づき、小規模埋立て等の許可事務及び許可後の立入検査等を実施します。

表6－平成24年度 小規模埋立て等許可申請状況

申請件数	許可件数	許可面積	備考
11	11	16,745㎡	・農地造成に係るもの 2件 ※申請1件の許可は翌年度繰り越し

※小規模埋立て等とは

500㎡以上3,000㎡未満の埋立て等を行う事業であって、土砂等による土地の埋立て、盛土その他土地への土砂等のたい積を行う行為をいう。

### 4 特定施設等の届出受理等事務

騒音規制法、振動規制法及び匝瑳市環境保全条例に基づき、特定施設等の届出受理等のほか、必要に応じて指導等の事務を実施します。

表7－平成24年度 特定施設設置等届出状況

#### 騒音規制法

	特定施設						特定作業		特定建設作業	
	設置届	使用届	数の変更届	防止方法変更届	氏名変更届	全廃届	承継届	実施届	変更届	実施届
件数			1							3

#### 振動規制法

	特定施設						特定作業		特定建設作業	
	設置届	使用届	数の変更届	防止方法変更届	氏名変更届	全廃届	承継届	実施届	変更届	実施届
件数			1							2

#### 匝瑳市環境保全条例

	特定施設							特定作業		特定建設作業	
	設置届	使用届	構造等変更届	設置計画改善届	氏名変更届	全廃届	承継届	事故復旧工事届	実施届	変更届	実施届
件数	1		2								8

### 5 公害等苦情相談業務

匝瑳市環境保全条例及びその他の法令に基づき、公害等に関する苦情相談業務を実施します。

表8－平成24年度 公害苦情処理状況

典型7公害							
大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計
1	2		4			1	8

(次ページへ続く)



典型7公害以外							
日照	通風障害	光害	電波障害	土砂散乱	土砂流出	廃棄物 ※	ふん尿害
						45	2

典型7公害以外(上記続き)					合計
害虫等 発生	雑草繁茂	動物死骸 放置	その他 ※	小計	
19	57	217	11	351	
					359

※廃棄物(内訳)					
不法投棄		放置車両	野焼き	その他	計
一廃	産廃				
23		1	21		45

※その他(内訳)					
犬	ねこ	庭木の枝	ごみ ステーション	どれにも 属さない	計
				11	11

## 第4 上水道関係業務

### 1 水道事業の運営促進

八匠水道企業団及び九十九里地域水道企業団へ負担金、出資金を拠出し、水道事業の健全な経営の促進、安定的な飲料水の供給を図ります。

表9－水道事業に係る負担金及び出資金

種別		25年度予算額(当初)
負担金	八匠水道企業団	135,326千円
	九十九里地域水道企業団	4,911千円
出資金	九十九里地域水道企業団	19,692千円

表10－上水道普及状況

平成25年3月31日現在

住民基本台帳 による世帯数	加入世帯数	給水世帯数	住民基本台帳 による人口	給水人口	普及率
14,369世帯	14,009世帯	10,829世帯	39,454人	31,891人	80.83%

※加入世帯数及び給水世帯数・給水人口には、工場、事業所及び集合住宅が含まれる。よって、住民基本台帳による世帯・人口と比べて増加する場合がある。

## 第5 清掃関係業務

### 1 環境美化推進事業

#### (1) 地域ぐるみごみゼロ運動の実施

県内各市町村と共同歩調をとり、市内全域において一斉清掃を実施します。

表11－平成24年度 地域ぐるみごみゼロ運動実施結果

実 施 月 日	平成24年5月27日(日)	
参 加 団 体 数	159	団体
参 加 人 数	7,761	人
収 集 袋 配 布 数	9,779	枚
収 集 量	13,040	kg
資 源 化 量	4,060	kg
ア ル ミ 缶	470	kg
ス チ ー ル 缶	2,380	kg
ビ ン 類	1,140	kg
ス ク ラ ッ プ	70	kg

#### (2) 環境美化ボランティア登録事業

市民の自発的な活動への支援として、ボランティアとして地区内のごみ拾いを実施する団体・個人に対して、ごみゼロ運動用ごみ袋又は環境衛生組合指定のごみ袋を支給するほか、職員による収集ごみの直接回収を実施します。

#### (3) 廃棄物減量化・再資源化促進事業

##### ① 生ごみ処理機等設置促進事業補助金

一般家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥化を推進するため、生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器（コンポスト）購入費の一部を助成します。

表12－平成24年度生ごみ処理機等設置促進事業補助金交付状況

	補助機件数	補助金額
生ごみ処理機	5件	購入金額の3分の1に相当する額(100円未満端数切り捨て)で、20,000円を限度。1世帯1基まで。
生ごみ堆肥化容器 (コンポスト)	15件	購入金額の2分の1に相当する額(100円未満端数切り捨て)で、2,000円を限度。同一年度内に1世帯2基まで。

##### ② 資源ごみ集団回収促進事業

P T A、子供会、老人クラブ等、資源ごみ（繊維類、紙類、金属類及びびん類）の回収を実施する市内の団体に対し、1 kg につき 5 円（限度額 20 万円）を奨励金として交付します。

表13－平成24年度 資源ごみ集団回収促進事業実施状況

実施団体数	21 団体
回収量	291,863 kg
繊維類	18,608 kg
古紙類	248,984 kg
金属類	14,360 kg
びん類	198 kg
ペットボトル	7,586 kg
その他	2,127 kg

#### (4) リサイクルコーナーの設置

家庭で使われなくなった物品の有効利用を図るため、リサイクル情報コーナー（掲示板）を市役所ロビーに設置し、情報の提供を実施します。

表13－平成24年度 リサイクル情報コーナー利用件数

	「譲ります」			「譲ってください」		
	登録	成立	不成立	登録	成立	不成立
件数	10(取下げ1)	4	5	7(掲示中2)	0	5
成立率	40.0%			0.0%		

## 2 不法投棄対策業務

### (1) 不法投棄監視員活動

不法投棄監視員を委嘱し、監視員による監視活動を行い、ごみの不法投棄の未然防止、早期発見に努めます。

○不法投棄監視員 20名

(活動内容) 日常の監視活動のほか、毎月第1水曜日の合同パトロール、年2回の会議を開催。

### (2) 不法投棄パトロール及び清掃作業

パトロールによる不法投棄防止活動のほか、職員による直接又はシルバー人材センター等への委託により、道路等の公共用域における不法投棄ごみの回収・撤去作業を実施します。

表14－平成24年度 不法投棄ごみ処理実績

不法投棄ごみ処理量	11,880 kg
家電4品目処理件数	61 台
テレビ	53 台
洗濯機・乾燥機	4 台
冷蔵庫	4 台
エアコン	0 台
※処理手数料(リサイクル料金)	170,659 円
動物死骸処理件数	217 件

### (3) 啓蒙・啓発活動

不法投棄防止啓発看板の設置（無償配布）、防災行政無線及び広報そうさ等により、不法投棄の防止、野焼き禁止等の啓蒙・啓発活動を実施します。

## 3 生活排水対策業務

公共用水域等の水質浄化を図るため、合併処理浄化槽の普及促進を中心として、水質浄化施設の維持管理、EMを活用した水質浄化対策を実施します。

### (1) 合併処理浄化槽設置促進事業

生活排水による河川等公共用水域の水質汚濁を防止するため、一般住宅、併用住宅、共同住宅等に合併処理浄化槽（10人槽以下）を設置する場合に補助金を交付します。

#### 《参考》合併処理浄化槽設置補助金額

人槽区分	補助金額		
	新規設置	転換	
		汲取り便槽から から合併処理浄化槽	単独浄化槽から から合併処理浄化槽
5人槽	12万円 (4万円)	432,000円 (271,000円)	512,000円 (311,000円)
6～7人槽		514,000円 (326,000円)	594,000円 (366,000円)
8～10人槽		648,000円 (415,000円)	728,000円 (455,000円)

※( )内は、補助金額に占める国県補助金分

表16－平成24年度 合併処理浄化槽設置補助金交付基数

設置区分		基数
新	規 設 置	51基
転 換	汲 取 り 便 槽	8基
	単 独 処 理 浄 化 槽	23基

### (2) EMによる水質浄化事業

EM活性液（EM：有用微生物群を利用した水質浄化剤）を、大利根用水西幹線等へ放流するほか、モニター家庭・事業所へ無料配布を行い、河川等の浄化対策を実施します。

#### 《参考》EM水質浄化事業の概要

放 流 場 所	大利根用水西幹線 (JR八日市場駅南側)
放 流 量	200リットル／週
無 料 配 布	市内18ヶ所の家庭・事業所 (週1回 2リットル～20リットル配布)

### (3) 水質浄化施設維持管理事業

生活排水の浄化対策の一環として、大利根用水西幹線末流部（八日市場ホ（米倉）地先）に水質浄化施設を設置し、業者委託により施設の維持管理を行うとともに、原水及び処理水の水質検査を実施します。

《参考》水質浄化施設の概要

設置場所	八日市場ホ752-4、752-9の一部	
設置年度	平成11年度	
処理能力	100m <sup>3</sup> /日	
排水内容	生活雑排水	
原水水質	pH	6～8
	BOD	100mg/L以下
処理水質	pH	5.8～8.6
	BOD	20mg以下

#### 4 一部事務組合への負担金支出

匝瑳市ほか二町環境衛生組合、東総衛生組合及び東総地区広域市町村圏事務組合へ負担金を支出し、ごみ処理業務、火葬業務及びし尿処理業務の円滑な運営を促進します。

表17—一部事務組合に対する負担金

	25年度予算額(当初)
匝瑳市ほか二町環境衛生組合(塵芥)	299,806千円
東総衛生組合(し尿)	46,364千円
東総地区広域市町村圏事務組合 一般廃棄物処理事業特別会計負担金	15,479千円

## 第6 その他

### 1 各種協議会等への参加

- ・千葉県環境行政連絡協議会
- ・千葉県環境衛生促進協議会
- ・千葉県合併処理浄化槽普及促進協議会
- ・千葉県自然公園協会
- ・新川汚染防止対策協議会
- ・栗山川汚染防止対策協議会
- ・海匝地域振興事務所管内産業廃棄物及び土砂等の適正処理対策連絡会